

第 1 回新守谷駅周辺地区 バリアフリー基本構想策定協議会

- ・ 新守谷駅周辺地区の現状
- ・ バリアフリー基本構想の策定目的
- ・ 基本構想策定の流れ
- ・ バリアフリー基本構想策定のメリット
- ・ 基本構想の目次（案）
- ・ 主要な策定スケジュール（案）
- ・ アンケート調査・現地踏査（案）

令和 5 年 6 月 30 日



新守谷駅周辺地区の現状

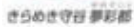
- ・ 関東鉄道常総線新守谷駅は、昭和57年3月開設のため、**エスカレーター、エレベーター、車椅子対応トイレ、音声案内・点字案内等がない。**
- ・ 駅へのアクセス道路についても、「**駅前歩道橋**」及び「**きずな橋**」の階段等も**バリアフリー化されていない箇所がある。**
- ・ 新守谷駅周辺においては、土地区画整理事業（事業期間：令和6年度～令和7年度予定）が計画されており、計画的な市街地整備が行われる予定である。

年度	一日平均利用者数
平成29年度	2,564人
平成30年度	2,770人
令和元年度	3,079人
令和2年度	2,549人
令和3年度	3,004人

関東鉄道常総線利用状況



新守谷駅の外観



基本構想策定の流れ

協議会※
における
基本構想
の検討

基本構想の作成（市町村）

- ・重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本的な方針
- ・重点整備地区の位置及び区域
- ・生活関連施設・生活関連経路のバリアフリー化に関する事項
- ・上記のバリアフリー化を進める**特定事業※**に関する事項 等

特定事業等の実施
（施設設置管理者）

- ・基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施 等

各種支援措置

※協議会：市町村、事業をすべき者、施設を利用する高齢者、障害者、学識経験者などにより構成

※特定事業：基本構想における生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活、社会生活において利用する施設）とそれらを結ぶ生活関連経路、車両等のバリアフリー化に関する事業。

主な特定事業の整備例

公共交通特定事業

ノンステップバスの導入、
ホームドアの設置等



道路特定事業

歩道への視覚障害者誘導用ブロック
の設置、車道との段差解消、滑り止
め舗装等



建築物特定事業

建築物内のエレベーター設
置、障害者対応型便所の
整備等



交通安全特定事業

音響式信号機、残り時間のわ
かる信号機、エスコートゾー
ンの設置等



基本構想策定のメリット

○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- ・ 特定事業を設定することにより、既存施設についてもバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進することが可能となる。

○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン事業）の活用

- ・ 基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン事業の対象となる。（充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ））

対象事業

（総務省作成資料より）

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業やその他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

<バリアフリー改修の例>

- ・・・車いす使用者用トイレ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者用ブロックの整備 等

<その他のユニバーサルデザイン改修の例>

- ・・・授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための施設の整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等

【事業イメージ】



デジタルサイネージの整備
事業費：数十万円～数百万円（1台）



多目的トイレの整備
事業費：400万円程度



出入口の段差解消
事業費：30万円程度

○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- ・ 旅客施設におけるバリアフリー整備を公共交通特定事業に位置づけ、国庫補助金の交付対象となる場合に限り、当該事業に助成を行う場合に、地方財政法第5条の規定によらず、地方債の対象経費とすることができる。

○ バリアフリーマップ作成の円滑化

- ・ 基本構想にバリアフリーマップの作成について明記した場合、各施設の管理者等からバリアフリー化の状況等を報告させることができ、円滑な情報収集が可能となる。

対象施設

義務：旅客施設、特定道路

努力義務：特定路外駐車場、特定公園施設、特別特定建築物

情報提供の内容

エレベーターの有無、
障害者用のトイレや駐車施設の有無・数 等

○ 道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化事業に対する交付金・補助金の重点配分

- ・ 道路事業や市街地整備事業・都市公園緑地等事業等において歩行空間の整備や公園のユニバーサルデザイン化を図る場合、基本構想に位置づけられた地区は、社会資本整備総合交付金等の重点配分の対象となる。
- ・ 鉄道駅のバリアフリー化の整備に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の重点配分の対象となる。

基本構想の目次(案)

- ・ バリアフリー基本構想に明示すべき事項から新守谷駅周辺地区に該当するものを取りまとめる。

バリアフリー法(第25条等)に規定される 基本構想に明示すべき事項

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
 2. 重点整備地区の位置及び区域
 3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
 4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
 5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
 6. ① 5.と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
 7. 基本構想の評価に関する事項
(スパイラルアップに向けた継続した取組)
- ※1、4、7については、任意記載事項

新守谷駅周辺地区 バリアフリー基本構想(案)

- 第1章:バリアフリー法の趣旨
第2章:バリアフリーの基本的な考え方
第3章:重点整備地区の考え方
第4章:まち歩き点検調査について
第5章:重点整備地区の選定と整備内容
第6章:重点整備候補地区の検討内容
第7章:心のバリアフリーについて
第8章:バリアフリーに関連するその他の事業について
第9章:今後のバリアフリー施策の展開と課題について
- 参考資料1:データ整理
参考資料2:バリアフリー基本構想策定委員会設置要綱
参考資料3:構想策定までの取り組み経緯

※流山市を参考。今後変更されることがあります。



きらめき守り 夢彩部

基本構想策定で予定される調査

○アンケート調査

新守谷駅及び周辺施設のバリアフリー化に関するニーズを把握し、現状における問題点を整理するため、市民等にアンケート調査を実施する。



○現地踏査(まち歩き)

高齢者、障がいをお持ちの方をはじめとする市民の方々、その他関係者の参加のもと、まち歩き点検を行う。重点整備地区における具体的な問題点や課題を把握し、点検結果を踏まえ問題点に対する対応策やバリアフリー化を行う経路等の検討を行う。



京都市の
まち歩きの例

主要な策定スケジュール(案)

協議会	時期	議題
第1回協議会	6月30日【本日】	概要説明、重点整備地区等の案、アンケート調査
第2回協議会	7月14日予定	現地踏査
アンケート調査実施(7月下旬から8月上旬)		
第3回協議会	10月中旬	アンケート調査結果、 バリアフリー基本構想原案
第4回協議会	11月下旬	バリアフリー基本構想素案
パブリックコメント(1月上旬から2月上旬)		
第5回協議会	2月下旬	パブリックコメント結果及び対応案 バリアフリー基本構想案



きらめき守谷 夢彩都

アンケート調査(案)

バリアフリー基本構想策定範囲について新守谷駅周辺から守谷テラス(生活関連施設)を重点整備地区とする。

【前提条件】 紙面配布2,000通＋WEB回答を想定

・対象地域(新守谷駅周辺地区)

御所ヶ丘、久保ヶ丘、薬師台、松前台、松並青葉、松並、大井沢地区

○紙面配布(2,000人を想定)

上記対象地区にお住まいの方
守谷シニアクラブ連合会メンバー
体や心に配慮が必要な方

○WEB回答(想定上限なし)

子育て世代

開智学園

守谷高校

現地配布(新守谷駅、守谷テラス等)



対象地域のイメージ

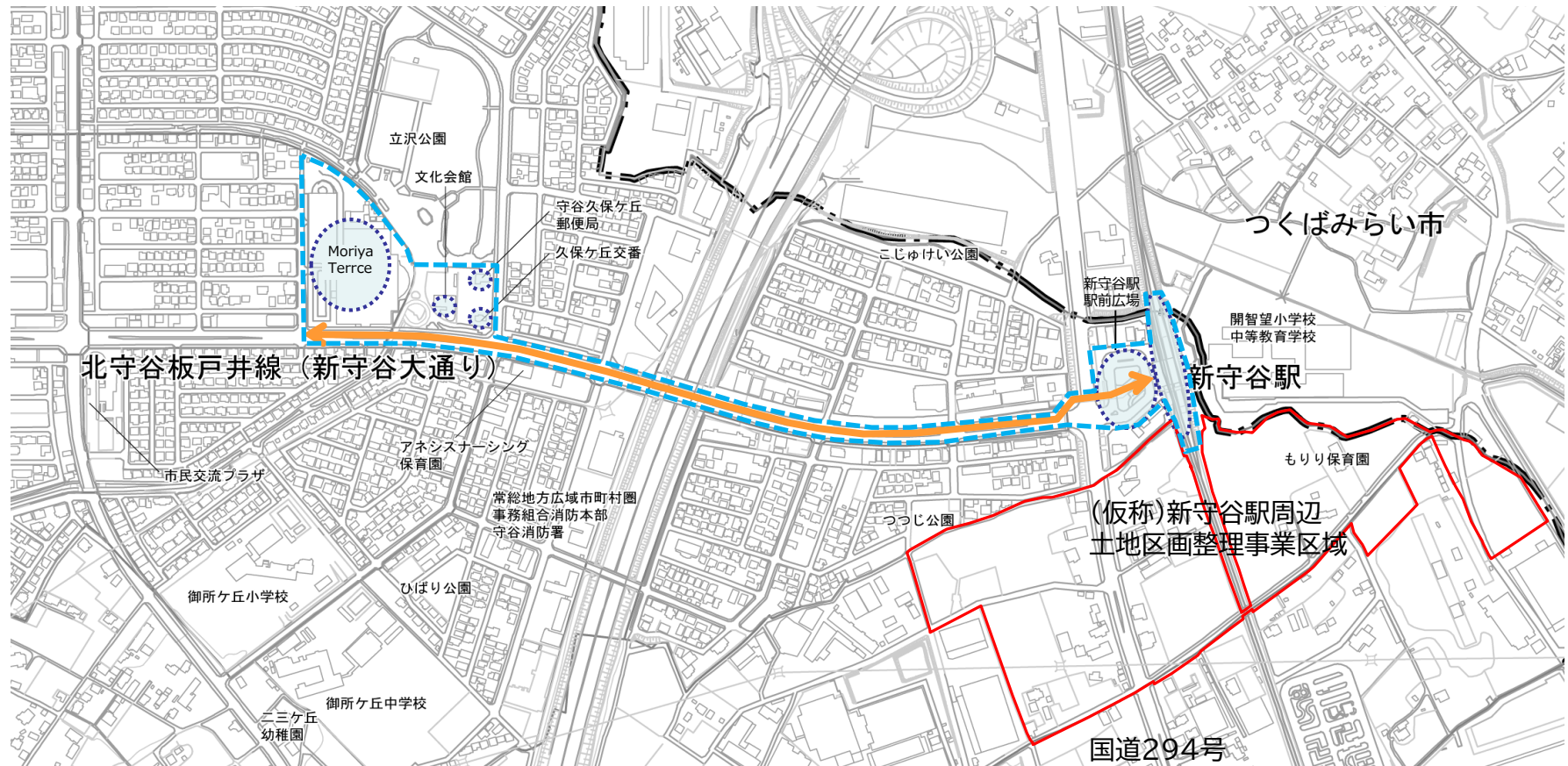


きらめき守谷 夢彩都

現地踏査(まち歩き)案

現時点で想定する重点整備地区は下図の通りとなる。

現地踏査(7月14日予定)では、高齢者、障がいをお持ちの方をはじめとする市民の方々、その他関係者の参加のもと、まち歩き点検を行う。



重点整備地区 : 生活関連施設 : 生活関連経路

説 明 は 以 上 で す